

1 宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 市民交流部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

2 宝塚市平和基金条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 本基金の設置目的はどのようなになっているのか。
- ⇒ 主に平和事業に関する啓発のために本基金を設置している。
- ・ 寄附金を基金に積み立てしているのか。
- ⇒ 一般財源の約30,000千円と市民や団体からの寄附を3カ年に亘って頂いており、その金額が約12,000千円。この資金を合わせてモニュメントを製作した。残った資金を平和基金に積み立てており、利息分も積み立てしている。
- ・ 残った金額1,970千円で、セレモニーと開けたカプセルを返していく予定としている。少額であれば一般財源で実施すればいいのではないかと考えており、条例改正まで行う必要性が本当にあるのか。また、この基金を今度どうしていくつもりなのか。
- ⇒ 当時のセレモニーの際に、30年後にタイムカプセルが埋められている台座をあけて市長が開封することを約束している。出てきたタイムカプセルを発送する手続き等は当時の約束であるため、実施しないといけない。たしかに発送だけであれば、一般財源でも出来る範囲であると考え。但し、当時に頂いたお金も含めて基金に積立をしておき、30年後のセレモニーで残った寄附金は充てますと言っているため充当する必要はあると考える。また、平和事業に充てられる資金をこの基金の中で生み出したり、新たな事業を生んでこの基金に積立をしていくことは現状考えづらく、基金がなくても平和事業は実施できるため、本基金は開封セレモニーのタイミングに使い切ってもいいと考える。少なくとも、現段階では、基金条例の中で取崩規定がなく活用できる状態にないので、この段階で活用できる状態にはしておかないといけないと考える。
- ⇒ この基金だけが取崩しの規定がないため、規定を入れておくべきだと考える。現条例では、運用益の処理は平和啓発事業と平和モニュメントの維持管理費に充当するとなっている。平和モニュメントの維持管理費が、今回のカプセルを開けて実施する事業に合致している。基金から生じる収益だけでは足りないが、以前から貯めている分が1,970千円あるので、この資金を活用することは財政課としても問題ないと考える。

3 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 特定盛土規制区域と宅地造成規制区域が併存することはあるのか。  
⇒ それぞれに区域指定することになる。全域が宅地造成規制区域になる可能性もあれば、今の宅地造成規制区域を、そのままにして区域指定されていない箇所を特定盛土規制区域とする可能性もある。最も危惧しているのが、隣接市より本市の規制を緩くすると不要な土を本市に持ってこられるようになるため、隣接市との調整は重要であると考えている。どのような範囲で指定するかは、今後の調査と周囲の環境、様々な他市の意見も含めて考えていく予定。2年後履行されるとその事務は委譲されるため、市で実施することになると聞いている。
- ・ 委譲をされることは前提なのか。宅地造成規制区域に指定は今は市が実施している。あえて県が指定を行い、市が管理していくことになるのか。  
⇒ 法律上は知事が施行となっているが、市が管理していくことになると聞いている。

4 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 住宅地の土地所有者も入って、今回の地区計画が定まったという理解でよろしいか。  
⇒ その理解で間違いない。

5 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

6 宝塚市斜面地建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

## 7 権利の放棄について（災害援護資金貸付金）

【提 案】 健康福祉部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 県の無利子貸付は使う予定としているのか。
- ⇒ 市からも要望をあげて県が創設を検討してくれたものであり、現状は使う予定としている。

## 8 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ パークマネジメント計画で審議会を設置する予定としているが、みどりの基本計画では審議会は立ち上げなかったのか。
- ⇒ これまでみどりに関して総括するような審議会は無く、計画を作る度に審議会を立ち上げ条例で設置していた。前回のみどりの基本計画においても、計画に作るための審議会を立ち上げた。この審議会は時限設定をしており、策定が終わったら、審議会が廃止される。今回、似たようなみどりに関する計画となっているが、改めてパークマネジメント計画に関する審議会を設置することを考えている。
- ・ みどりの計画に関する審議会はどうなったのか。まだ条例は残っているのか。
- ⇒ 時限を設定しており、現在は廃止している。また、条例上も残っていない。
- ・ 今回も計画が策定できたら審議会は無くなるのか。
- ⇒ 計画を作る都度、審議会を立ち上げ、計画ができれば廃止することを繰り返す現状の運用はどうかと考えており、パークマネジメント計画においては、本計画に基づいて今後の市域に公園区域計画等に広げていく、ロードマップ的な計画にしていきたいと考えているため、この審議会は計画を作るためだけに設置するのではなく、地域にこの計画を浸透させていくための審議もしてもらいたいと考えている。そのため、本審議会は計画策定後も設置を続けたいと考えている。

## 9 市道路線の認定について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 4568号線の道路西側に農地が残っている。新設道路が西側に伸びていくと現道に接続されるが、そこまで将来計画を踏まえて開発協議を行っているのか。
- ⇒ 現状、農地が低くて宅地するのに嵩上げをしている。開発者の協議の結果だと思うが、隣接する農地側にスロープ等があって、当面農地として利用させる形状にな

っている。我々としては、道路の新設にあたって、接道がない土地が生まれないようにしていくのが望ましいが、今回開発者も隣接者と協議してこのような形状となった。